

# 龍ヶ崎市立愛宕中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」第2条から)

### (2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童(生徒)、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

### 3 学校経営方針に基づいたいじめ防止基本方針

「常に生徒を学校経営の中心にすえて、学年学級経営を基盤とし、生徒が楽しく元気で笑顔あふれる学校作りに邁進する。」

人間性を高め合い、心の教育の充実を図って、思いやりの心を育てる。

### 4 生徒との信頼関係づくりができる教師

- ①自ら研鑽し、専門家として確かな力量のある教師
- ②愛情・情熱・使命感を持った教師
- ③生徒・保護者・地域から信頼される人間性豊かな教師

### 5 心の教育の推進

#### (1) 学年学級経営の充実

- ①望ましいリーダーと学年学級集団の育成,
- ②生徒相互, 生徒と教師の信頼関係の構築
- ③共感的理解に基づいた生徒指導の充実

#### (2) 体験活動を生かした特別活動の充実

- ①リーフリボン活動等を中心とした生徒会活動や委員会活動の活性化
- ②職場体験, 自然体験, 社会体験, ボランティア活動等の充実

#### (3) 道徳の授業の改善・充実

- ①身近な資料を工夫した教材開発, 地域人材の活用
- ②本音で話し合える雰囲気作り授業作り, 思いやりの心の育成

#### (4) 読書活動の充実

- ①朝の読書や図書館司書と連携した図書館教育の推進 (県事業の推進)
- ②心の安定を図り, 夢や創造性を育む読書活動の推進

#### (5) 情報モラル教育の充実

- ①著作権侵害, ネットトラブル防止の指導
- ②携帯トラブル防止の指導, 保護者との連携したフィルタリング活用

### 6 いじめ防止のための取組

#### (1) いじめを許さない学校づくりのために(未然防止)

いじめは, どの子どもにも, どの学校でも起こりうることを踏まえ, より根本的ないじめの問題克服のためには, 全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり, 全て

の児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

- ①いじめ防止対策委員会を設置し、定期的な会議の実施し、生徒に関する情報交換、情報共有を行う。【別紙1参照】
- ②開発予防的な生徒指導の取り組みに努める。【別紙2参照】
- ③教育活動全般において、上記「5.心の教育の推進」に係る内容の具現化を図る。

## (2) いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために(早期発見)

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は本校のいじめの早期発見に対する取り組みである。

- ① 学校生活アンケート（市教委）等を活用した生徒の実態把握及び結果分析を行う。
- ② 養護教諭，スクールカウンセラー，さわやか相談員を含めた教育相談体制・支援体制の充実を図る。
- ③ ふれあい訪問，学校評議員会等を活用した保護者や地域との連携による情報交換及び取組への理解に努める。

## (3) いじめを認知した場合の適切な対応(早期対応)

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡、相談や事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

学校生活アンケート、生徒の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、次の内容について確認し複数の職員で対応に当たる。

- ① 指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知
- ② 事実確認の徹底
  - (ア) いじめを受けた生徒からの聞き取り
  - (イ) 聞き取りに基づいた事実確認
  - (ウ) いじめを行った該当生徒への聞き取り
- ③ 事実確認後の報告
  - (ア) いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒からの聞き取った内容についての確認及び保護者への報告内容、指導内容について協議
  - (イ) いじめを受けた生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の支援体制の連絡

(ウ) いじめを行った生徒の保護者への事実確認の報告及び今後の指導内容の連絡

④ 今後の指導内容

(ア) いじめを受けた生徒への支援内容，支援体制の確認

(イ) いじめを受けた生徒の保護者への上記「6(3)②(ア)」の説明と今後の協力依頼

(ウ) いじめを行った生徒への指導内容，指導体制の確認

(エ) いじめを行った生徒の保護者への上記「6(3)②(ウ)」の説明と今後の協力依頼

⑤ いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応

(ア) いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認

(イ) 今後のいじめ防止に係る取組内容，指導内容・体制の検討

(ウ) 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全生徒，全職員への周知

⑥ 市教委への報告

上記①から⑤について，適時に報告をする。

#### (4) いじめ発生における重大事態発生時の対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき，いじめにより，生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合，さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は，次の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を，龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査をする。
- ④ 調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめを行った生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え，必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や，犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- ⑥ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際，スクールカウンセラー緊急派遣等，必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。